

1) 天保飢饉

11代将軍の家斉は50年間におよぶ長期間将軍の地位にあった。その前半、文化年間までは寛政改革の質素儉約が受けつがれた。しかし文政年間に入り、幕府は品位の劣る貨幣を大量に流通させたため、幕府財政はうるおって、将軍や大奥の生活は華美になった。また商人の経済活動も活発になり、都市を中心に庶民文化の花が開く事にもなった。

しかしその反面、関東の農村のように、在地の商人や地主が力をつける一方で、土地を失う農民も多く発生して荒廃地域が生じた。これに追い討ちをかけたのが天保の大飢饉である。

天保元年(1830)と2年(1831)は天候も良く、まあまあの作柄だったが、天保3年(1832)から4年(1833)になると、各地で天候不順による不作が続き、収穫が例年の半分以上という凶作となるところが多くなった。このため全国的な米不足を招き、きびしい飢饉にみまわれた。

農村や都市には困窮した人々がみちあふれ、百姓一揆、打ち壊しが続発したが、幕府・諸藩はなんら適切な対策をたてることができなかった。

飢饉は戦乱により田畑を荒らされ、労働力を奪われるために起こる人為的な飢饉もあるが、旱害・冷害・疾病・風水害・虫害など自然の猛威の前になすすべがなく凶作となってしまうことの方が規模は大きい。

江戸時代になって戦乱がなくなり、用水堀や灌漑設備も多くなり、凶作の回数は減って来た。しかし、米を主食とする日本人が稲の実る北の限界まで田を耕して、米作をするようになり、しかもこの北限地方の産米に依存するようになると、例年より少し涼しいだけで冷害となり、米の収量はがた落ちになる。

江戸後期になってから奥羽地方が米産の重要地帯となったため、この地方の冷害が全国の米の収量に大きな影響を与えるようになった。近世の3大飢饉と云われる享保の飢饉、天明の飢饉、天保の飢饉はいずれも東日本を中心とした冷害によるものである。

飢饉は長期にわたることが多い。大凶作の年には、百姓の栄養状態が悪化し、伝染病などが流行って、飢えのために種籾さえ食い尽くすところから、翌年は労働力の投下が著しく不足して、作柄が悪くなる。米作は天候だけでなく半年以上にわたっての生育期間における諸現象の影響の総決算なのである。

天保3年(1832)9月、江戸で琉球風邪と呼ばれた感冒が大流行し、追い打ちをかけるように11月には大地震が発生した。

天保4年(1833)、奥羽地方は6月に大洪水、8月に冷害に見舞われた。関東にも大風雨があり、全国各地とも平年の3分ないし7分作となり、米価高騰し各地に餓死や捨て子、

行き倒れが出て騒動が起こった。更に出羽・越後・佐渡地方で大地震が起こり被害甚大、死者が100人を越えた。

天保5年(1834)、6年(1835)も天候不順がつづき不作。出羽で疫病が発生、秋田藩では5千余人が死亡、諸国に「三日はしか」と呼ばれる疫病が発生した。奥羽ではなんと8月中旬に大雪が降った。

天保7年(1836)も天候不順が続き、諸国で冷害、大洪水が発生、作柄は全国平均4分作という状況で食料不足が深刻化し、米価が急騰した。

天保3年みは1両で8斗8升3合3勺から9斗3升8合だった米価は、翌年10月には5斗2升5合8勺と、7割も急騰した。公儀は買占めを禁止し廻米を勧めたが、悪徳商人の介入も目立ったので関東一円の村々の持米を調査し、不相当の貯蔵を禁じた。

天保6年には6斗3升5合程度で推移したが、天保7年になると新米相場は3斗2升8合と急騰、更に翌8年2月には江戸で2斗6升2合という記録的な米価となった。天保3年の8斗8升3合3勺に比べれば実に3.4倍の価格である。

このように天保4年から7年にかけての天候不順による連年の大凶作で農民は収穫が減り、町民は高い米価に苦しみ、全国的に疲弊した。

例えば奥州仙台領では農民の離散・餓死や田畑の荒廃ははなはだしく、死者は数万にのぼったと言われ、江戸では諸物価が高騰し、農村よりの流入者や行き倒れがやまず、その惨状は天明の時にも劣らなかった。

秋田藩の人口はおよそ40万人だったが、うち死者が10万人出たと幕府に届け出られた。

甲斐国郡内(都留郡)の飢饉はとりわけ深刻で、農民の一揆を引き起こした。郡内地方はもともと耕地が狭く、米は自給が出来ない状態であったが、この不作で農民は収穫期になっても米どころか粟や稗も口に出来ない深刻な飢饉となった。

事の起こりは下和田村の百姓達の蜂起だったが、むしろ旗をたてて谷村にある代官所に行く途中の村々の百姓が加わり、数百人に達した。この農民一揆は周辺の藩からの武力投入で収まったが、各地に飛び火して全国的に不穏な状況となって来た。

全国からの米の集散地である大坂でも飢饉の影響は大きく、餓死者があいついだ。しかし、富商らは米を買い占めて暴利を得る一方、町奉行は窮民の救済策をとることもなく、米不足のおりに、大坂の米を町奉行みずから大量に江戸に回送していた。これが翌年2月の大塩平八郎の乱の原因となる。

江戸市中も近郊の農村も飢饉の惨状は目を覆うようだった。飢饉で食えなくなった農民は、江戸に行けばなんとかなるだろうと、どんどん流れ込んで来て江戸に浮浪者があふれ、治安も悪くなった。路上での追いはぎ、強盗が頻発して奉行所への訴えが絶えない状況となった。江戸の治安と民生を預かる町奉行所としてはまさに非常事態である。

この頃、年番方に就任し、与力の中核として奉行を補佐する立場にあった五郎左衛門にとって、この飢饉への対応は焦眉の急であった。

2) 飢民の救済

町奉行所は、町会所積金から2回にわたり米銭を支給させたが、その受給者の総数は70万人にも上った。町奉行の名前で老中に公儀の援助を申請したが、天領からの年貢米がこの数年減る一方で、幕府の財政も逼迫していた。

天保7年も秋9月になると、朝晩冷え込むようになり、飢餓に苦しむ流民が商家の軒下などで衰弱死するようになってきた。冬に向かって事態は悪化の一途を辿り、更に多数の流民が流れ込んで来た。気温の低下とともに着の身着のまま路上で暮す人々はつぎつぎに栄養失調と疲労凍死で死に始めた。ひとつの通りに10、20と死体が放置されるようになった。

鎌倉河岸に設けられた飢民小屋には路上で衰弱した者たちがつぎつぎに担ぎ込まれた。自力で歩けるものは既にまれであった。小屋の中は倒れた人々が積み重ねるように寝かされていた。近隣の有志やまだ動けるものが看護にあたったが衛生状態は最悪だった。

死ぬと空き地に穴を掘って埋めたり川に流した。一日に何百人も死ぬので、大きな穴を掘りまとめて埋めたため、上にかけて土は一尺もなく、しかも砂地であったから腹をすかせた野犬が掘り返してしまう。野犬が死体の手足を食いちぎり、啜って市中を走りまわり、食い飽きると放置した。通りには死体と食いちぎられた手足が散乱して凄惨な光景となった。

親を失って泣き叫びながら町中をさまよう幼児が野犬に襲われる事もあった。ひっそりと静まり返った貧家をのぞいて見ると、そこに人間の「干物」同士が抱きあったまま飢え死にしていた。空腹に堪えきれず、通る人にみさかいなく物乞いしているうちに息を引きとる老人も、あたりまえの光景になった。

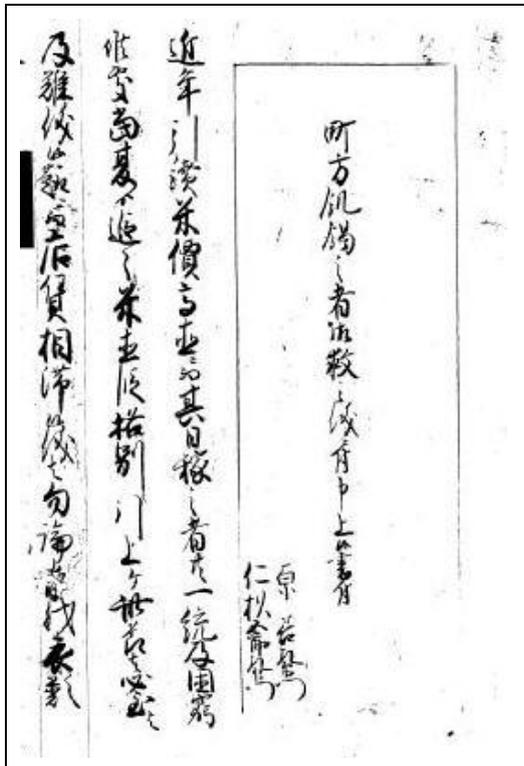
餓死する者は、毎日市中で7、8人にも達しているのではないかという噂も流れ、江戸城の濠や市中を縦横に流れている堀川は、身投げする人々の墓場に変わってしまった。

天保7年(1836)、秋も深まると米が市場から姿を消してしまった。大消費人口を抱えた江戸はその影響を直接受けて更に混乱状態におち入った。10月ひと月だけで餓死者、行倒れが100人に達し、捨子53人、欠落118人、盗賊157人、湯屋着逃げ158人という数字が残っている。

五郎左衛門は年番相役の相役原善左衛門とはかり、御救小屋を拡充し、そしてその費用を町会所の積立金から出させることにした。

早速町年寄を呼び寄せた。町年寄は樽屋・奈良屋・喜多村の3家が代々世襲しており、その配下に町名主がいて、公儀からの御触・指令の伝達・株仲間の統制・人別調査・新地の地割など江戸の町政の実務を担当していた。

町年寄からは「町役人の屋敷の前で粥の炊き出しをはじめたが、噂を聞きつけた浮浪者が殺到し、たちまち用意した米がなくなってしまった。」、「町会所の粃倉からも米を出し炊き出しをやっているが、顔見知りの町名主が物乞いに身をやつして炊き出しの列に並んでいるほどで、粃倉もこのままだと1ヶ月も持たない」などと訴えが相次ぐようになり、「会所の積立金も底をつきそうだ。」、「町役人だけではとても埒があかない、ご公儀からのお助けをお願いしたい。」という悲鳴があがった。

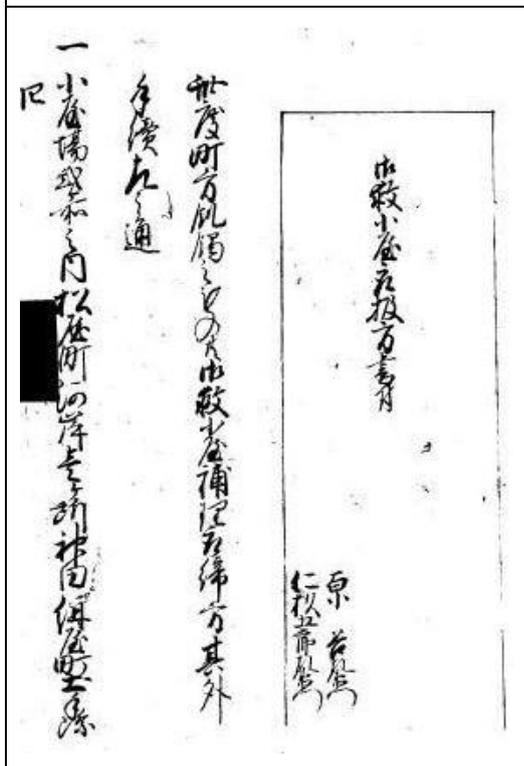


これまでのような町会所に蓄えた米、金だけでの御救い小屋では事態を収拾できない事がわかり、天保7年10月、五郎左衛門は相役の年番与力・原善右衛門との連名で、公儀による御救小屋の設置が必要であると「町方飢餓者御救之儀ニ付申上書付」(写真左上)という提案書を奉行に提出した。

この書付は飢饉にあえぐ市中の状況を捨子の数などの数字をあげて報告した上で、公儀による救援の必要性を説いている。

南町奉行、筒井伊賀(紀伊)守への上申書の形をとっているが、奉行が署名捺印して老中に提出したものと考えられる。

これに対し、老中からゴーサインが出て、10月22日、改めて「御救小屋取扱方」という書付(写真左下)を、これも原善左衛門と連名で提出した。



これは御救小屋の設置場所・規模や小屋に収容する飢民の条件、その待遇など実に細かくお救い小屋の設置、取扱の規則などを記した計画書で、この最後のページには担当役人とみられる次の9名が連署し、さらに筒井伊賀守、大草能登守、明樂飛騨守、田口五郎左衛門が署名捺印している。

筒井は南町奉行、大草は北町奉行、明樂は勘定奉行であるが、田口五郎左衛門はまだ勘定奉行になっていない。田口が長崎奉行から勘定奉行になったのは天保12年4月のことである。

この書付には

—10月22日加賀守殿に林阿彌を以伊賀守上るとあり、南町奉行から林阿彌を通じて加賀守宛に提

出している。

この加賀守は時の老中、大久保加賀守忠真（小田原藩主）のことであり、おそらくこの10月は月番老中だったと考えられる。

この時代、水野越前守も既に老中になっていたが、まだ実権を握っていない。大老は井伊掃部頭。

この上申書に対し、幕府から提案の通り公営の御救小屋を設置することを決め、南町奉行所がお救い小屋に必要な米を調達するよう、命が下された。未曾有の米不足となった江戸では、米問屋が米を独占し、これを放出しなかったため、幕府は米問屋の独占を廃止するとともに、上記のように公儀のお救い小屋を設ける事になった。

困窮する町民を救済するための御救い小屋は南町奉行所が立案・提案する形で設置されたが、この運営は南北の奉行所が共同してあたったようである。

この後、南北両奉行所の年番与力の間で御救い小屋の運営に関して頻繁な書簡のやりとりがあり、これも国会図書館に残されている。

この当時の北町奉行所年番与力は中島嘉右衛門と谷村源左衛門、南町は原善左衛門と仁杉五郎左衛門。

手紙では「以手紙得御意：この手紙を以って御意を得ます・・・」という書き出しで、返書には「御手紙致拝見・・・」で始まり、米倉でお救い米を渡す時に同心何人が立ち会うといった細かいことが打ち合わされている。

この結果、10月24日、神田佐久間町河岸にお救い小屋が設立された。一ヶ所ではとても足りないため、翌年3月までに江戸4宿（品川・板橋・千住・新宿）にもお救い小屋が立てられた。

3) お救い米調達

しかし幕府の米倉は連年の米不足ですっかり底をついていた。天明の飢饉では飢餓に苦しむ江戸町民が暴徒化し江戸の町の打ち壊しという拳に出た例があり、お膝元での一揆を恐れた幕閣は南町奉行所に御救小屋に用いる米を買い集めるよう指示した。

命を受けた南町奉行筒井伊賀守は年番与力の仁杉五郎左衛門を「市中御救米取扱掛」に任命した。堀口六左衛門、佐久間伝蔵など同心4人が五郎左衛門の配下として米買付けの実務にあたらせた。

五郎左衛門はまず町方御用達の仙波太郎兵衛ら3名に命じて諸国から米の買い入れをはじめた。しかしこの買付けの成果は捗々しくなかった。米の価格が急騰し買付けの資金もたちまち底をついた。

12月5日、南町奉行所では江戸の間屋・質屋に資金を立て替えるように命じ、それらの金は米価が安定した後に幕府が買米を売りさばき、米問屋や仲買人から売米口銭を取りたてて返却することにした。

これらの資金により五郎左衛門達は米問屋やその他商人を使って各地から米を買い集めさせた。

この買付けの進捗がはかばかしくないため、督促のため太郎兵衛を呼び、厳しく遅れの理由を問いただした。このとき、太郎兵衛は金子入りの菓子箱を差し出したが、五郎左衛門はそれを受け取らず返した。

買い付けを更に促進するために五郎左衛門は、かねてよりその手腕を信頼している深川佐賀町の又兵衛という男を太郎兵衛に紹介し、太郎兵衛の手代という名目にして越後に派遣した。

その又兵衛から米代金為替を送るよう要請があったので、仙波太郎兵衛にその大金の調達を申し付けた。これがいささか強引だったと後に問題になった。

又兵衛が越後で買付けた米が江戸へ着くのが遅れ、相場より安値になった場合は、勘定を操作して又兵衛達に損がでないようにしてやった。更にある時には又兵衛の手下の者達が出張先で飲み食いした経費が、勘定書の中に入っているのも黙認した。

強引に米の調達を進め、部下達の多少のことには眼をつぶったのも、とにかく江戸の市民を救済するための米の調達を最優先にするためだった。

こうして、五郎左衛門達の努力で各地から米を調達し、江戸市民の犠牲者を最小限に抑えることが出来た。

困窮する市民にお救い米を支給するだけではすぐに米倉が底をついてしまうので、町人たちに仕事を与えようと、3月30日、幕府は町奉行所を窓口として浜御殿の堀の浚渫、江戸城の堀の浚渫、小石川養生所の修理などを行い、この仕事を町人たちにさせて日当を払った。

特に浜御殿浚渫は毎日420人、160日間という大掛かりの救済事業だったが、雇える人数は飢民の数に比べれば微々たるもので、日増しに増える困窮者の救済には「焼け石に水」だった。

徳川実記にはお救い米調達に尽力した役人を賞したという記述がある。

一天保八年十二月廿六日

町奉行筒井紀伊守、大草安房守、勘定奉行明楽飛騨守、吟味役田口五郎左衛門、米穀高価により市中のもの救助のこと心を尽せしによりて、おのおの時服賜いて賞せられ所属のともがら賜物差あり（徳川実紀 文恭院続第2巻）

「所属のともがら」は町奉行所、勘定奉行所の担当者であり、米の買付実務にあたった南町奉行所の五郎左衛門も当然表彰の対象になったであろう。

後にこの御救い米買付に不正があったとされ、五郎左衛門は投獄されることになるが、その不正とはどういう事であったのかの検証は後章に譲るとして、このお救い米の買付け問題は、多く著作や小説にも取り上げられているので、その一部を史料編に紹介する。

このお救い米買付は後に幕閣の権力争いに取り上げられ、五郎左衛門は投獄、獄死の運命をたどることになる。しかし五郎左衛門たちが江戸に集めた御救米そのものは御救小屋で窮民に施され、飢餓に苦しむ江戸市民の救済に大きく貢献し、担当した町奉行筒井伊賀守以下がお上から褒章を受けた。これを受けて筒井は五郎左衛門達の労をねぎらったが、飢饉が終息するとやがて世間から忘れられていった。